

## 熱田八ヶ村宛て信長制札

### Nobunaga's Ordinance for Eight Villages in Atsuta

安野眞幸\*

Masaki ANNO\*

#### 【論文要旨】

天文十八年に熱田八ヶ村に宛てて出された五カ条からなる信長制札の分析である。当時の都市熱田の姿の復元や、関連する幾つかの文書との比較の中で、この制札が楽市令の先駆であり、都市熱田はこの制札を媒介として楽市に変身したことを明らかにした。

#### 【キーワード】

熱田神宮 織田信秀 織田信長 加藤図書助 加藤全朔 治外法権 自権断 預け物 使節入部 俵物 楽市場

#### 目次

1. はじめに
2. 史料と大意 1) 史料 2) 大意
3. 舞台と背景 1) 舞台 2) 背景
4. 問題の所在 1) 俵物 2) 荷留
5. 分析の方法 1) 敵味方・預け物・俵物・使 2) 宮中・門外
6. 制札の解釈 1) 第一条・第二条 2) 第三条 3) 第四条 4) 第五条
7. むすび

#### 1. はじめに

本稿は、天文十八年に熱田八ヶ村に宛てて出された五カ条からなる信長の制札を分析したものである。

この文書が最初に学界で注目されたのは、第五条の「俵物留」が荷留の実例として取り上げられたことによる。当初私はこの〈俵物＝米穀〉説に疑いを持ったことから、この文書に関心を寄せた。しかし分析を進めていく過程で、この文書の舞台である熱田についての歴史地理学的な解明や、関連する信長文書との比較の中で、この文書を全体として明らかにする必要性を感じた。

2の「史料と大意」では、この文書とその大凡の意味を取り上げた。3の「舞台と背景」では熱田に関する人文地理学的な考察を行い、天文十八年という時代について歴史的な考察を行った。4

の「問題の所在」では俵物と荷留についての先学の研究を検討した。5の「分析の方法」ではこの文書との比較を行うために、幾つかの文書を取り上げた。6の「制札の解釈」では第一条から順に分析と解釈を試みた。

当初この文書を分析しようと考えた際には、楽市令との比較と云う視角は自覚していなかったが、分析の結果をどう評価するか段になって、思いも懸けず楽市令との比較が問題となった。神社門前の楽市場と云う点では、先に取り上げた「富士大宮楽市令」と近い面があるかも知れない。

#### 2. 史料と大意

##### 1) 史料

ここで取り上げる制札A<sup>①</sup>は、現在発見されている信長文書全体の中では、信長の出した最初のものとして有名なものである。ここで信長は藤原

\*弘前大学教育学部社会科教育教室

Department of Social Studies Education, Faculty of Education, Hirosaki University

氏を名乗っており、織田氏の出自を問題にする際には必ず取り上げられるものである。なお、この第四条には二、三文字ほどの虫食いの不明部分がある。

A

制札 熱田八ヶ村中

一、当社為御造営、宮中可被取入別、然上者、  
国次棟別并他所・他国之諸勸進令停止事、  
一、悪党於現形者、不及届可成敗事、  
一、宮中任先例、他国・当国敵味方并奉公人、  
足弱、同預ヶ物等、不可改之事、  
付、宮中へ出入り之者江於路次非儀申懸事、  
一、宮中江使事三日以前□□并其村へ相届之、  
遂糺明、其上就難渋者、可入譴責使事、  
一、俵物留事、任前々判形之旨、宮中江無相違  
可往反事、  
右条々、於違犯之輩者、速可処嚴科者也、仍執  
達如件、  
天文十八年十一月 日 藤原信長(花押)

## 2) 大意

奥野高広氏は『織田信長文書の研究<sup>2)</sup>』上巻の巻頭にこの文書を収録するに際して、史料の翻刻、「読み下し文」に続けて次のような「大意」を掲げた。この文書全体に対する解釈・研究としてはこれが最初のものである。また氏は「大意」にカッコ書きで注記をした。これは、この文書の各部分に関するこれまでの研究史を踏まえた個別研究である。

- 一、熱田神社は、造営のために社領のうちの熱田八ヶ村(全村)から規定の人夫を徴収してよい。この人々には一國平均の棟別(戸数割)と他所・他国から寺社の造営などで米や金を募ることを禁止する(このごろの勸進は、すでに強制募縁である)。
- 一、悪事を働いた悪党は、届出でずに成敗してよい。
- 一、宮中(熱田社の境内)では、先例によって他国人でも尾張国人の敵でも味方でも、また奉公人、足弱(老幼・婦女子)でもまたその人たちの預け物でも改めてはならない(宮中が治外法権のためここに逃れた敵味方とか、その預け物を検査することを禁止)。付り、宮中へ出入する者に路頭で無理を申しかけてはならない。
- 一、宮中へ使者を出す役目は、三日以内に連絡

するから遅れないようにせよ、とやかくいえば譴責使(問責使)を派遣する。

- 一、俵物留をしても従前の判形の通り宮中には適用しない(この俵物は米俵のことで、たとえその移動を禁止しても従前の免許証の効力を認める。宮中へ運送するのをゆるす。戦国大名は、作戦上の目的で米穀の移動を禁止したことがある。判形は判物ともいい、花押一書き判一を書いた命令書)。

第五条のカッコ書きが一番長いことから明かなように、この文書が最初に注目されたのは第五条の「俵物留」である。4の「問題の所在」で詳しく述べるように、私は奥野氏の云う「俵物」=〈米穀〉、「俵物留」=〈作戦上の米穀の移動禁止〉という理解には従うことはできない。それ故本稿における私の課題は、第五条の再検討を突破口として、この制札全体に対し、奥野氏とは異なる解釈を試みることにある。

## 3. 舞台と背景

制札A分析の前提として、ここでは、歴史の舞台となった熱田<sup>3)</sup>という場所と、天文十八年という時代を考察したい。熱田は永禄年間から都市化が始まるとされているが、この年は都市化の始まりに当たっているように。

### 1) 舞台-天文年間の都市熱田

熱田社<sup>4)</sup>の本宮は境内北部にあり、本殿を瑞垣、内垣内、外玉垣が三重に取り巻き、その外側には信長堀がある。神宮の境内は春敵門・鎮皇門・海蔵門・清雪門の東・西・南・北四門によって囲われ、現在は堀川と新堀川に挟まれた地域内にある。現在は堀川を通じて名古屋港・伊勢湾に連絡しているとはいえ、周辺の埋め立ては進み、大都市名古屋に飲み込まれ、昔の港町の面影は僅かに石灯笼の常夜灯に残るのみである。しかもその場所も正確には江戸時代とは異なっているという。

それ故、古い時代の熱田神宮周辺や、都市熱田の初期の姿を復元するには大きな困難がある。熱田神宮は名古屋台地の南に舌状に伸びた熱田台地の先端にあり、昔はこの熱田台地は海に突き出していた。現在の「熱田の森」は神社境内に限られるが、古い時代には「高蔵古墳群」を含む「高座結御子神社」境内や「断夫山古墳」「白鳥古墳」等々からなる熱田台地全体を云った。熱田は古来

より伊勢湾水上交通の要となる港町で、現在の堀川が古代熱田の西側の海岸線であろう。

東方の笠寺・星崎との間には古くは「年魚潟」の海が広がり、熱田は伊勢湾と「年魚潟」の海で囲まれた半島で、その付け根が古渡であった。古代の東海道は伊勢から津島・萱津を経て、古渡を通り三河に抜けていた。中世の鎌倉街道も、美濃の墨俣から木曾川を渡り黒田・一宮・下津・清洲・古渡・古鳴海から三河に通じていた。つまり古代・中世の幹線道路は古渡で熱田台地を横断し、「年魚潟」を北から東へと迂回しており、神宮は幹線道路から離れていたのである。

遠江国見附宿の者が都見物に出かける際に、熱田参詣が寄り道になっていたことは、狂言『磁石<sup>65</sup>』から確かめることができる。三河を過ぎて「ヤアヤア尾張の国じゃ、さてもさてもにぎやかな国でござる。オオそれぞれ、尾張の国には、熱田の明神というて大社がある。ここへ参ろうか。イヤイヤこれも戻りのことにして、まず急いで都に上り、ここかしこを見物致し、路次すがらの名所旧跡は、戻りにゆると見物致そうと存ずる」とあり、次の舞台は近江の琵琶湖となる。

「年魚潟」の海は次第に陸地化・水田化し、中世には熱田の神領となった。一方、干潟を流れる滞は精進川となり伊勢湾に注いだ。中世後期にはここに「裁断橋」が架かり、橋の東には「築出鳥居」が作られた。引潮で干潟の時は、熱田から戸部村・笠寺へは歩いて渡ることができた。『信長公記<sup>66</sup>』「今川義元討死の事」には「浜手より御出で候へば、程近く候へども、塩満ちさし入り、御馬の通ひはれなく、熱田よりかみ道を、もみにもんで懸けさせられ」とある。

ここで云う「浜手」とは「裁断橋」から「築出鳥居」を進む道のことで、当時は満潮で進めなかったもので、狭い「かみ道」をもみ合いながら丹下砦、善照寺に進んだというのである。この「かみ道」は春敲門から東、今の豊岡通り平針街道であろうか。古鳴海から古渡に進む鎌倉街道に対して、「かみ道」ができたことが都市熱田の発展に結びついている。一方信長は桶狭間の戦い後、加藤図書に命じて、干潮時には通れるが、満潮時には海に沈むこの「浜手」の道を干拓させた。

この道に沿って「築出町」ができた。「裁断橋」が架かり、次いで「築出町」ができると、幹線道路は熱田台地の北から南に移り、社会経済の道は熱田神宮の南から西北に進み、古渡で旧道に合流

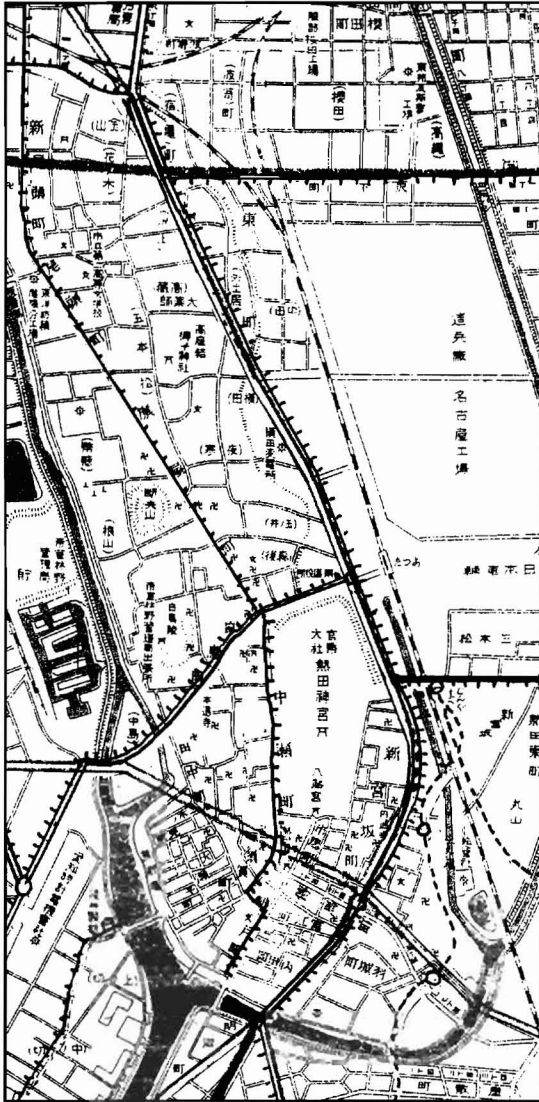
することとなった。中世には「海蔵門」の南には「浜鳥居」があり、その前に東脇・大瀬子・須賀の三浦があつた。近世の熱田は東海道の宿場町「宮宿」で、桑名までは「海上七里の渡し」となった。社会経済の道が熱田神宮の南を通ると、海から「浜鳥居」を経る参道と直交した。

この二つの道が直交した時から、熱田は水陸交通の要衝として都市へと発展していった。江戸時代の都市熱田の東の入口は「築出鳥居・裁断橋」で、西の入口は古渡の南、新尾頭の「一鳥居」であった。「裁断橋」の西の袂には姥堂があつた。精進川が三途の川と意識されていたからである。このことから「裁断橋」が町はずれ、境界であつたことが分かる。精進川の上流は今の新堀川と共通しているが、羽城町の東北で潟湖をなし「浜鳥居」の前方に注いでいた。

羽城町は裁断橋の南、精進川の東にあつた。羽城町は木曾川三川の水郷地帯にある輪中と同じ作りで、城郭のように周囲を堤が取り巻き、東北には船津があつた。江戸時代、住民のほとんどは漁師であつた。羽城町の西側の浦が東脇浦である。この当時、東の羽城町と西の旗屋町にはそれぞれ、質営業をして、織田氏の御用商人でもあつた東・西加藤氏の屋敷があつた。「羽城の殿様」と呼ばれた加藤図書介は、郭内の中央に堀をめぐらした邸宅を構えていた。

東加藤氏が、幼い日の徳川家康を人質として預かつたことは有名である。旗屋町は機織りの町から名付けられたのであろう。尾張国富田荘を「桑の荘園」と名付ける<sup>67</sup>ように、古代・中世の尾張は養蚕業が盛んであつた。こうした背景の下で熱田は機織業が盛んであつたと想像される。彼ら加藤氏の前身は恐らくは熱田社の御師で、熱田社や織田氏からの特権に守られ、大商人として活躍した。彼らと織田氏の関係は、津島神社の社人や後の堺の大商人との関係と似ている。

また加藤図書介の一族の賀藤佐助に宛てた信長の買得安堵状<sup>68</sup>には「大瀬古の余五郎跡職の座の事」とあり、大瀬子町に商工業者の座があつたことが分かる。参道と社会経済道の交差点の北側、熱田神宮の南門の鳥居の脇「八剣宮」に接して「市場町」がある。「毎年十二月二十五日から大晦日までここに市が立つたので市場町という」とあり、この市場は〈歳市〉であつた。当時熱田の特産品が織物とすれば、この市は「織物市」であつた可能性もある。



「名古屋市全図」縮尺二万分之一  
昭和八年 松岡文明堂発行による

「上知我麻神社」は「源太夫社」とも呼ばれ、現在は境内西南の第一鳥居の左脇にあるが、本来は二つの道の交差点の北東にあり、昭和二十四年道路拡張工事のため現在地に移ったという。これは熱田の地主神で、かつては地元の人々が魚を貢ぎ、東海道守護の神として道中安全を祈願したという。正月五日は「初えびす」で、恵比寿・大黒の摺絵を出し、熊手などの縁起物を分けたので現在も参拝は混雑する。この日はかつて「初市」が開かれ、人々はお福餅・掛餅・芋・葱を求めてお福迎えとした<sup>92</sup>とある。

それ故「市場町」の場所は古くは広場だったと思われる。『信長公記<sup>93</sup>』には「是等主従六騎、熱田まで、三里一時にかけさせられ、辰の刻に源大夫殿宮のまへより東を御覧じ候へば、鷺津・丸根落去と覚しくて、煙上り候。此の時、馬上六騎、雑兵式百計なり」とあり、信長は「源太夫宮」の

前の広場で、はじめて鷺津・丸根を展望し体制を整えたのである。交差点の西の「神戸町」は、古くは今の中瀬町にまで広がり、古くから神社に附属する人々が住んでいた。

熱田神宮の西南の大瀬子町から木ノ免町にかけての海岸に沿って「魚市場」があった。『愛知県の地名<sup>94</sup>』には次のようにある。「熱田の魚市場は朝市・夕市とあって、年中一日二回ずつ市が立ち、名古屋の魚類の元締めであった。この市には熱田だけでなく、近海、遠近の諸国より船積み、あるいは歩荷で、魚介類・海産物・鳥類が送られてきて活況を呈していた。織田信長が清洲に在城した時には、すでに熱田に問屋が数軒あって、毎日清洲へ魚を運んだという」と。

交差点の東側には、社会経済の道に沿って西は源太夫社から東は裁断橋までの間に「伝馬町」が展開しているが、古くは「宿」「今道」の二町からなっていた。慶長年間この二町が伝馬役を勤めたことから伝馬町と改称したと云う。「宿町」には当然伝馬問屋が存在したと思われる。この「神戸町」「宿町」あたりが都市熱田の原点であろう。社会経済の道に沿って発展した熱田の町は、参道との交差点を基点とすると、地形の関係から西に偏って発展したことになる。

しかし江戸時代の遊里は東の方面に展開し、熱田の中心地、神戸町の遊里が一番格が高く、名古屋の身分客を相手とし、伝馬町のは土地客・名古屋客を、場末の築出町古町のそれは漁師や魚屋を相手としたという。

## 2) 背景 - 天文十八年

天文十八年には織田氏の三河支配の拠点であった安祥城は今川の軍師太原崇浮のために攻略され、城将の織田信広は捕らえられた。一方織田氏の人質松平竹千代は、信広との交換で解放され、まもなく今川側の人質となった<sup>95</sup>。安祥城を奪われた結果、織田信秀の支配領域は激変し、信秀は三河から手を引き、知多郡・愛知郡が新たに織田・今川両氏の国境となり、熱田に軍事的な圧力が強まった。この年犬山城主織田信清は、信秀の所領東春日井郡柏井口を犯し放火<sup>96</sup>した。

制札Aはこのような政治・軍事的な文脈の中で理解すべきであろう。第二条に「悪党現形」とあり、熱田社領も臨戦体制下に入り、尾張国内における支配秩序の再編成や治安維持の確保が新たに課題となった。峰岸純夫氏が明らかにした<sup>97</sup>通り、

一般に戦時下での禁制・制札は軍勢の濫妨狼藉から寺社の平和を守るために、寺社側の奔走の結果発給されたものと云う。この制札は軍勢の移動する占領地でなく、独立性の強い外様領主の熱田社宛てではあるが、事情は似ていたと思われる。

この文書の結びには「仍執達如件」の文言がある。〈守護-守護代-三奉行〉という秩序を前提とし、尾張守護の意志を信長が熱田八ヶ村に伝達する形式になっている。これは三奉行の一人、織田信秀が、清洲にいる守護・守護代を自家薬籠中の物にしていたことを示している。一般に戦国大名の領国は、独立性の強い国人領主たちの連合体で、「ブドウの房」に譬えられているが、勝幡系の織田信秀の場合には、一つの房に束ねるカリスマ的な力量が問題とされている。

その力量の秘密は津島や熱田の経済力の掌握にあったという。信長の場合も、一族との争いを経過し尾張を統一する過程で、馬廻衆や小姓衆からなる信長の親衛隊の活躍がめざましく、下村信博氏<sup>94</sup>は自立性の強い国人領主をいかに解体して織田氏傘下に組織したかが織田氏家臣団形成の問題だとして分析を続けている。谷口克広氏もまた『信長の親衛隊<sup>95</sup>』で、熱田社の大宮司・千秋氏を「熱田社大宮司にして小部隊指揮官」として「異色な馬廻り」に数えている。

しかし、千秋氏は南北朝の頃より武士として活躍し、知多半島の先端波豆崎にある波豆崎城の城主として発展し、織田信秀・信長親子に従い戦功を上げた。奥野氏は論文「初期の織田氏<sup>96</sup>」に於いて「熱田社神主千秋氏」を「広大な神領を支配して兵力を持つ」ことから「緒川の水野下野守信元」と共に織田氏の「協力者」に数えている。特に熱田社の場合、荘園領主として多くの所領を持ち、これら神領に対しては治外法権・守護不入等の伝統的特権が認められていた。

つまり、制札Aは信秀の支配体制の激変に際して、基本的には、熱田社側がこれまで持っていた「既得権としての独立王国的な治外法権」の安堵を要求し、織田氏がそれに応えることで作られたものと考えられよう。本稿は熱田社を分析する際に、先人がこれまであまり関心を払わなかった信秀領国に於けるブドウの一粒という側面に注目し、それを解明することを目的としている。

#### 4. 問題の所在

この文書が最初に学界で注目されたのは、第五

条の「俵物留」であり、荷留の実例としてこれが取り上げられた。しかし後に掲げる史料Cでは「俵物質」が問題になっていることから、先ず第一に問題にすべきは、熱田という土地に於いて「俵物」とは何かである。

##### 1) 俵物

豊田武氏は『中世日本商業史の研究<sup>97</sup>』第三章「大名領国の形成と商品流通」において、「荷留」を〈大名領国の下での物資の統制〉とし、「特に注目すべきものは米穀と塩荷」で「米穀の輸出禁止」を〈俵留〉または〈米留〉と称したとした。米留の最初の例に、天文十二年に尾張加藤家に宛てた「俵留雖有之、海陸其往反不可有煩」を取り上げ、次にこの第五条を示した。それ故2の2)「大意」で取り上げた奥野氏の説明は豊田氏の〈俵物留=米留〉説に基づいているのである。

佐々木銀弥氏は「戦国大名の荷留について<sup>98</sup>」で、この第五条を「父信秀が下付したと思われる判物に記されている通り、熱田あたりで織田氏が俵物留=米留を実施しても、熱田八ヶ村から宮中への米穀の搬送はさしつかえないことを確認している。」「神宮に貢納される俵物の搬送は、戦略・戦術として実施される俵物留にさいしても例外とされ」た、として、〈俵物=年貢米〉としている。しかし「前々判形之旨」に任かせ「宮中へ往反」した「俵物」は〈年貢米〉なのだろうか。

豊田説〈俵留=米穀〉から、佐々木氏の〈年貢米の往反〉説が導かれたことは明かであるが、荷留に年貢が関与していたとすることには違和感がある。戦国大名の行う「荷留」と「年貢米の往反」とは概念を異にしていると思う。戦国大名の行う「荷留」には関所や道路に関わる統治権の支配権が関係しており、「荷留」から大名による伝馬制度の整備などへの展開が考えられるので、「年貢米の往反」と「荷留」は概念を異にし、年貢米は荷留めの対象にはならないと私は思う。

奥野氏は「白俵物は、木炭の黒俵に対して、米穀」とし、「俵子」「俵物」の全てを〈米〉の俵としている。水野郷定光寺宛て永禄七年十月付け信長判物についても「寺内に米俵の搬入を禁止した意味である。俵物の移動を禁止することが政策的に実施され」たとある。しかしながら、「俵物」の一般的な意味は「俵に入れて運ぶもの」で、穀類・芋類・塩などの他、海産物も多く俵物として運ばれた。近世長崎貿易の「干シアワビ・鱻のヒ

レ・煎り海鼠」からなる俵物三品は有名である。

ところで永禄元年の「保内商人申条案<sup>20</sup>」Bには次のようにある。(下線引用者。)

B

従往古、為此方伊勢道ふせき候物色々事

あさのを	紙	木わた
土の物	塩	一切のわけ物
あぶら草	若め	一切鳥の類
のりの類	あらめ	一切魚の類
伊勢布		

右之物通候へハ見相ニ何時も荷物取之儀不珍事候

これは伊勢桑名から近江までの道路における商品輸送に優先権を持つ保内商人が、特権を傘に取り押さえを行った商品のリストで、伊勢湾周辺地域から近江・京方面に送られた商品の全リストではないが、商品十三品目中、熱田魚市場が関係するものは下線六品目である。この中でも「塩、若め、のりの類、あらめ」は「俵物」の可能性が強い。熱田の市場町では〈歳市〉が開かれたが、一方「魚市場」には〈日市〉〈朝市・夕市〉が立った。このことは熱田に於いて「俵物」とは何かを考える上で大切である。

「わけ物」には尾州檜が適しているもので、これも尾張の特産品の可能性がある。「土の物」は常滑焼や瀬戸焼・美濃焼の土器類である。これらの集散地が熱田であった可能性も否定できない。他方、「あさのを」は木曾路を運ばれた越後の産物「苧」で、「紙」は美濃産で、両者とも木曾川で桑名に運ばれた。「木わた」は三河木綿、知多木綿であろう。以上から、水陸交通の要衝であった熱田が、様々な物資の一大集散地であったことは明らかである。

船積みして運んだ後、陸路を馬の背で運ぶには、「俵」が最も合理的であった。「俵物」とは「俵に入れて運ぶ」商品一般、あるいは運搬途中の海産物などの商品を一般的に指し、奥野氏の云う米穀も排除しないが、一義的に〈米穀〉だと断定はできないと思われる。以上を前提として次に「荷留」「俵物留」を考察したい。

## 2) 荷留

第五条そのものの分析は6の「制札の解釈」で行うこととし、ここでは「荷留」をより一般的に考えて行きたい。「荷留」を考えるには次の信長判物

C<sup>20</sup>が参考となる。分析の便宜上、下線を付けた。

C

今度國中欠所候儀雖申付、代々免許在之上者、不可有別儀、於向後買徳田地等縦為何雖為下地、不可有異儀、然者前々売買之儀ニ付而出置判形之儀、於末代聊不可有相違、次其方門外江出入之俵物質之儀、國中札雖召上候、質物事候間、可有往反、并新儀諸役不可在之候、自然如此免許類令破棄雖申付、数通判形出置上者、於何様之儀、以此旨罷上、理可申者也、仍状件如、

永禄六年

十一月日 (花押)

賀藤全朔

賀藤紀左衛門尉殿

すでに我々は3の「舞台と背景」において、天文年間の都市熱田の復元を試みた際、海から神宮への参道との交差点に近い街道筋に「宿町」の存在を確認してきた。ここには伝馬問屋などの運送業者の存在が想定される。一方この折紙Cでは、信長は織田氏の御用商人加藤氏に対し、彼の持つ特権を保証している。下線部「國中札召し上げ」からは、織田氏の側が伝馬問屋・馬借等に対して「札」=営業許可証を発行し、運送業者を統制していた事実が想定される。

下線部では「俵物」の「門外」への出入り・往反を問題としている。「其方門外」とは〈其方=門外〉で、加藤氏の羽城の屋敷が「門外」にあることを指し、「俵物質」の質取主は加藤氏であろう。全ての商品が質の対象となりうるので、この場合の「俵物」は米穀とは限定できず、「俵に入れて運んだ」海産物等であろう。織田氏が「國中札召し上げ」を行い、國中の馬借や伝馬問屋などの営業を停止しても、熱田には及ばず、加藤氏に対する質物往反の自由を保証するとしているのである。

この「俵物質」は「俵物留」を理解する上でも大切で、「俵物留」の対象となった「俵物」も、「俵物質」の場合と同様、海産物など「俵に入れて運んだ商品」一般であろう。例えば、大瀬子・木ノ免の海岸に沿った「魚市場」では、近海・遠近の諸国より海産物の「俵物」が毎日朝夕搬入され、またここから尾張をはじめ各地の消費地に搬送されていた。これら「俵物」の輸送は、生産者や小売の小座商人たち自身のほか、馬借や伝馬問屋など専門の運送業者の存在が想定される。

この「魚市場」を中心とする物資の流通圏は、熱田社の支配領域や織田信秀の領国、さらには尾張をも越えて広がり、織田氏が配下の運送業者に対して統制権を主張しうる範囲を越えていた。それ故「魚市場」に関わりを持つ運送業者には、織田氏の統制外の者も含まれていた。一方「荷留」とは、大名が伝馬問屋や馬借などに営業許可証を発行したことをテコに、物資の流通を統制することであろう。物資の流通圏と織田氏の統制権、この相互の関係が「荷留」では問題となる。

## 5. 分析の方法

### 1) 敵味方・預ヶ物・俵物・使

奥野氏の『織田信長文書の研究』の中には、制札Aを分析する上で参考になるとと思われる二つの文書D<sup>(22)</sup>・E<sup>(23)</sup>が収録されている。どちらも信長判物で、弘治三年十一月に熱田社の検校・馬場氏と祝師・田島氏に宛てて出されている。検校や祝師は大宮司と共に熱田社の支配層を形成していた。これに対して制札Aは熱田旗屋町の加藤景鄰氏所蔵文書で、西加藤家に伝来したものである。西の加藤家が被支配者側の「熱田八ヶ村」の宿老中を代表していたからであろう。

東・西両加藤家が「熱田八ヶ村」の自治組織の代表者で、彼らが制札Aの実質的な受取り手であったことは、制札Aを理解する上で大切である。

#### D

敵味方預ヶ物、俵物并神田、為何闕所之儀候共、不可有異見候、門外江使入之事、竹木所望、郷質取立候事、末代不可有相違者也、仍如件、

上総介  
信長（花押）

霜月廿七日  
熱田檢校殿參

#### E

敵味方預ヶ物、俵物并神田、為何闕所之儀候共、不可有異見候、門外江使入之事、竹木所望、郷質取立候事、一切令免許之上者、末代不可有相違者也、仍如件、

上総介  
信長（花押）

弘治參年  
霜月廿七日  
熱田祝師殿

奥野氏は文書Dを「弘治三年十一月二日信長は、同腹の弟勘十郎信行が生母土田氏とも談合して、再び謀反を企てたことを柴田勝家の密告で知り、信行を清洲城で誘殺した。この騒動に関係がある

文書」と説明し、「信長の敵味方から熱田社に保管を依頼した物品・俵物（米穀）及び神田は、だれが闕所の処分をしても、信長として同意しない。またこの外に信長が使者を門外にふみこませたり、竹木をもとめ、或は郷質を取立てることは永久にしない」を大意としている。

一方、「大瀬古の余五郎跡職座の事」を問題とした天文十九年の賀藤佐助宛ての買得安堵状<sup>(24)</sup>を信行が信長に取次いだことから、奥野氏の指摘する通り、信行と熱田社との間には特別な関係があった<sup>(25)</sup>と思われる。この両文書はその関係を打破し、信長との間に新たな関係を再構築すべく出されたものであろう。それ故D・E両文書は制札Aと同様、基本的には熱田社側の要求に信長が応えることを目的とし、判物の重点は熱田社の持つ既得権安堵にあったと考えられる。

A・D・Eが共に治外法権を主張する熱田社の既得権擁護を目的としていたとすると、Aは「熱田八ヶ村」、D・Eは熱田社の「檢校・祝師」と、要求主体に違いがあったことになる。注目すべきは、制札A第三・四・五条にある「敵味方預ヶ物・使・俵物」がD・E両文書に記載されていることである。文書D・Eに関して言えば、同じ日に同じ内容の文書が、同じ熱田社の検校と祝師に宛てて発給されたことから、下線部の相違は文字の多い方を基準に理解してよいと思われる。

D・E二つの信長判物を理解する鍵は「為何闕所之儀候共、不可有異見候」の部分にある。当時罪を犯して「闕所」とされると、その「闕所地」は権断権者の手に渡るのが一般であった。それゆえ熱田社の所領「神田」が「闕所」になると、土地の所有権は熱田社側から織田氏側に移ったはずである。このようなルールにも拘わらず、ここでは織田氏側は「意見を言わない」、これまで通り熱田社の主張を認め、「神物」を「人物」にしないと約束しているのである。

前掲文書Cの「今度國中欠所之儀雖申付…不可有別儀」はこのことに対応しており、また次に掲げる史料Gはその実例である。両文書D・Eが制札Aと対応しているとの前提に立てば、「敵味方預ヶ物」は「敵味方」と「預ヶ物」で、織田氏は熱田社に対し「敵味方」「預ヶ物」「俵物」と「神田」の四者について治外法権を認めると約束したことになる。「神田」については既に述べた。しかし制札AとD・E両文書が互いに対応しているとした場合、問題となる文言がある。

それは第四条の「宮中江使事」と「門外江使入之事」である。「使」が入る世界が「宮中」と「門外」と異なっているのである。辞書によれば、「宮中」とは〈神社の境内〉を指すのに対し、「門外」とは〈敷地の外〉であり、辞書上では「宮中」と「門外」とは互いに対応していない。「門外」を含む文書にはCがあり、この場合は加藤氏の屋敷が「門外」であることを意味していた。次に「宮中」の用例を取り上げ、「宮中」と「門外」の関係を調べて行きたい。

## 2) 宮中・門外

奥野氏は、熱田社の持つ治外法権を「宮中之事」「宮中之儀」と表現している信長文書F<sup>(26)</sup>・G<sup>(27)</sup>二つを掲げている。

### F

明日・明後日内可被相果候、  
今度東脇・大瀬古御礼銭之儀付而申事候、此方  
ニて可有批判儀候へ共、宮中之事、先年分於  
神前大法被相定之由候条、六ヶ村宿老中被仰付、  
如前々被成御異見、可相果候、不可有御油断候、  
恐々謹言、

七月廿五日 佐久間半羽介  
信盛（花押）  
赤川三郎右衛門尉  
景広（花押）  
村井吉兵衛  
貞勝（花押）  
島田所助  
秀順（花押）

祝言師殿  
千秋殿  
惣掾 掾殿  
人々御中

### G

昨夕申下刻被仰出候条、則以使者申入候、仍千  
秋四郎息子・母儀近年雖被召使候、昨年御意に  
被相違に付、被追出候、就其千秋治脚之地、買  
徳人かたへ如先々被返遣候、宮中之儀に候へ者、  
両人有馳走、可被返置候、為其我等使者進之候、  
早々被仰出之趣相届躰、先御返事待入候、恐々  
謹言、

正月十六日 菅谷九右衛門  
長頼（花押）  
加藤図書助殿  
御宿所

これらF・Gの「宮中」は、共に狭く神宮境内という〈地域〉ではなく、むしろ熱田社の支配領域には守護の力は及ばないと云う〈熱田社の治外法権〉を意味している。Fは祝言師田島家の伝来文書で、「東脇・大瀬古」の入港税・停泊税などに関わる「御礼銭」に関する訴訟の取り扱いをテーマとしている。織田氏の宿老四人が裁判するのも筋だが、「宮中之事」〈熱田社に関わることだから〉との理由で、「熱田六ヶ村」の「宿老中」に任すので宜しく処理するようにとある。

「宿老中」の存在から「熱田六ヶ村」が自治組織であったことが分かる。この「熱田六ヶ村」に浦方の「東脇・大瀬古」を加えると「熱田八ヶ村」となることから、「六ヶ村」は先に分析した2の1)「舞台」の結果に従うと、江戸時代のように「一の鳥居」、「浜鳥居」、「築出鳥居」に囲まれた地域を云うか、あるいは、神戸町、市場町、宿町、中瀬町、須賀町あたりか<sup>(28)</sup>、が考えられるが後の考えを待ちたい。江戸時代に於いても、東脇・大瀬子・須賀の三浦が船奉行の支配下にあり、陸の町と浜の町という区別はあった。

Gは「千秋四郎息子・母」が追放になり、千秋氏の売却した土地が「闕所」となったことへの対応を宿老である加藤順光・隼人佑の二人に命じている。この場合の売却は奥野氏の云うように年限を定めた「年期売り」であろう。この場合「宮中之儀」は奥野説と同様「熱田社に関する事故に」と解釈すべきであろう。「宮中之事」「宮中之儀」を以上のように解釈するとすれば、制札Aに五回出てくる「宮中」は、「神社の境内」よりも広い意味の幅を持ったものとなる。

文書C下線部の「其方門外」は羽城町にある加藤氏の屋敷が「門外」にあることを指しており、当然、加藤氏の屋敷は築出鳥居の外部で、「宮中」の外と観念されていたと思われる。それにも拘わらず「其方門外江出入之儀物質之儀」が問題とされたのである。制札Aでは「宮中」という狭い範囲を問題としていたのだが、判物D・Eでは「宮中」の外側の「門外」にまで不入の範囲を拡大し、「門外」が不入なのだから「宮中」の不入は当然となっているのである。

以上の分析から、文書のA・D・E間に於ける用語には違いはあるが、全体として判物D・Eと制札Aの第三条・第四条・第五条は互いに対応していると考えられよう。制札Aに出てくる五つの「宮中」のそれぞれの場合の解釈は我々の次の課



題ではあるが、その際に、判物D・Eとの比較考察が許されよう。

## 6. 制札の解釈

制札Aの解釈については、次に第一条から順に考察を試みたい。二、三文字の不明文字を含む第四条の解釈や、第五条「俵物留」の再考がここの考察の中心となろう。

1) 第一条「当社為御造営、宮中可被収人別、国次棟別并他所・他国之諸勸進令停止事」

第二条「悪党於現形者、不及届可成敗事」

この制札Aが「熱田八ヶ村」宛てに出された最大の理由は、第一条にある。この天文十八年という年は熱田社造営の年に当たり、「熱田八ヶ村」側は造営の条件に、「国次棟別」や「他所・他国之諸勸進」等の守護役の免除を強く望んでいた。信長はここで、「熱田八ヶ村」に対する神宮の特別な支配権を認め、その代わり守護の課す「国次棟別」や「他所・他国之諸勸進」の停止を約束し、神宮造営のために、熱田社は「八ヶ村」から「人別」を取めてもよいとしたのである。

奥野氏は「人別」を〈人夫役〉としているが、「棟別」が〈棟毎に〉の意味なので、「人別」は〈人一人あたり〉を意味し〈人頭税〉だと思ふ。守護課役の実例には、天文九年に信秀が伊勢神宮の外宮仮殿造営費を寄進したこと<sup>(29)</sup>、天文十二年に前年の台風で荒廃した内裏の築地修理のため、四千貫文を朝廷に献上したこと<sup>(30)</sup>等がある。「当社」は建物としての熱田神社を、「宮中」は一般的には「神社の境内」を意味するが、この場合は、熱田八ヶ村を支配する熱田社を指していよう。

第二条には「悪党於現形者、不及届可成敗事」とあるが、熱田八ヶ村には「宿老中」という自治組織があり、自権断の村として「悪党を成敗する」独自の武力が存在していた。その具体例としては、永禄三年の桶狭間の戦いの際に、一向宗の河西の坊主・服部左京助が熱田に攻め入り、熱田側がこれを撃退した事件を挙げることができよう。『信長公記<sup>(31)</sup>』には次のようにある。

爰に河内二の江の坊主、らぐゐらの服部左京助、義元に手合せとして、武者舟千艘計り、海上は蜘蛛の子をちらすが如く、大高の下、黒末川口まで乗り入れ候へども、別の働きなく、乗り帰し、もどりざまに熱田の湊へ舟を寄せ、遠浅の所より下り

立て、町口に火を懸け候はんと仕り候を、町人どもよせ付けて、嘯と懸け出で、数十人討ち取る間、曲なく川内へ引き取り候ひき。

2) 第三条「宮中任先例、他国・当国敵味方并奉公人、足弱、同預ヶ物等、不可改之事」

「付、宮中へ出入り之者江於路次非儀申懸事」

第一・二条が熱田八ヶ村の半独立国的性格の承認なのに対し、第三条には「任先例」とあり、これは熱田神宮の持つアジール特権の再確認である。人々は戦争に際して神宮に逃げ籠もり、また大切な財産を神宮に「預け物」としていた。これは藤木久志氏が「村の隠物・預物<sup>(32)</sup>」で明らかにした、戦国期の「戦場の習俗」の一つであった。この場合逃げ籠もったのは、熱田八ヶ村の住民はもとより「他国・当国敵味方并奉公人、足弱」で、彼らは財産を神宮に「預け物」として隠したのである。

ここでは「預け物」を「改め」ない旨を明言している。つまり織田側の軍勢が「改め」と称して「濫妨・狼藉」に及ぶことがない旨を明言し、次に「付けたり」として「宮中へ出入り之者江於路次非儀申懸事」も禁止し、熱田神宮のアジールの保護を約束しているのである。織田氏は尾張国に於ける支配秩序再編成に当たり、一面に於いて確かに織田氏の権力に敵対する要素を持つが、公共性の再確認のため、熱田神宮の宗教的な權威に基づくアジール特権を認めたのである。

ところで『沙石集<sup>(33)</sup>』の巻第一の(四)「神明慈悲を貴給事」の第三話には次のようにある。

又、去承久ノ乱ノ時、当国ノ住人、恐レテ社頭ニアツマリツ、神籬ノ内ニテ、世間ノ資材雜具マデ用意シテ、所モナク集リ居タル中ニ、或ハ親ニラクレタルモアリ、或ハ産屋ナル者モアリ。神官共制シカネテ、大明神ヲ下參ラセテ、御託宣ヲ仰ギ奉ルベシトテ、御神樂參ラセテ、諸人同心ニ祈請シケルニ、一禰宜ニ託宣シテ、「我、天ヨリ此国ニ下ル事ハ、万人ヲ育タスケン為ナリ。折ニコソヨレ、忌マジキゾ」ト、仰ラレケレバ、諸人一同ニ声ヲ上テ、隨喜渴仰ノ涙ヲナガシケリ。其時ノ人、今ニアリテ語り侍リ。サレバ神明ノ心ハ、イヅレモ替ラヌニコソ。只心清クハ、身モ汚レジ。

熱田神宮は、少なくとも承久ノ乱以来、戦争に際してアジールの機能を持ち、〈赤不浄・黒不浄〉と云われた「死」や「お産」の汚れを忌まず、保護を願ってきた全ての人々に対して「万人を育み、助けることを」目的としていたのである。『沙石集』の場合の「宮中」は、「社頭」「神籬ノ内」と表現され、「神社の境内」よりもさらに神の力が強く及ぶ「本殿」付近と思われる。

ところで「他国・当国敵味方并奉公人、足弱、同預ヶ物等」を「改め」た場所や、「宮中へ出入り之者江」「非儀申懸」た「路次」とはどこだったのだろうか。熱田神宮の持つ治外法権、守護不入との関係で考えれば、古渡から熱田に向かう新尾頭の「一鳥居」より北側の古渡辺りと、裁断橋・「築出鳥居」以東の戸部・笠寺辺りが考えられよう。逆に言えば、織田氏は古渡と戸部・笠寺辺りに関所を設けていたが、この関所では「改め」と約束したとなろう。

この条文が臨戦下の軍事的な緊張下で出されたものであったとしても、この法令が一人歩きを続けると、信長判物D・Eにあったように「敵味方預ヶ物…不可有異見候」となり、さらに、たとえ「敵」であっても「預ヶ物」でも自由往来を認めることは、一般的な〈自由往来権の公認〉となり、「楽市令」の一つの在り方に近づくこととなった。

### 3) 第四条「宮中江使事三日以前□□并其村へ相届之、遂糺明、其上就難渋者、可入譴責使事」

奥野氏の「大意」は次のようにある。「宮中へ使者を出す役目は、三日以内に連絡するから遅れないようにせよ、とやかくいえば譴責使(問責使)を派遣する」と。奥野氏は「宮中への使」を〈熱田八カ村から熱田神宮への使者〉とし、さらに文章後段で出てくる織田氏の派遣する「譴責使」は、熱田八カ村と熱田神宮とを媒介するためのもので、「宮中への使」とは無関係としている。しかし「宮中への使」とは「守護使不入」に対応する織田氏の派遣使節であろう。

「宮中」と「其村」との関係は、文書Fで「宮中之事」だから「熱田六カ村」で処理せよ、とあったのと同様な関係にあったと思う。つまり〈織田氏側から使者を派遣する以前に「宮中」に連絡・通知するので、宿老中として糾明を逃げるように、自治組織として解決できない場合には織田氏の「譴責使」を入れる〉と云うことであろう。三文字ほどの虫食いの不明部分の復元と、この条

文全体の理解は関係してくる。私としては「可通知」「可申入」等ではないかと思う。

一方判物D・Eでは「門外使入之事、竹木所望、郷質取立候事、一切令免許之上者、末代不可有相違者也」とあり、ここでは織田氏の使者が「竹木所望、郷質取立」を理由に「門外」に立ち入るとなっている。奥野氏も「信長が使者を門外にふみこませたり、竹木をもとめ、或は郷質を取立てることは永久にしない」と説明している。制札Aが判物D・Eと対応しているとの前提に立てば、「宮中への使」をD・Eと同様〈織田氏の使者〉とすることは筋が通っている。

この第四条の場合も、織田氏の使者は「竹木所望、郷質取立」などを理由に立ち入ろうとしていたと想像されよう。この想像が正しいとなれば、「理不尽使不可入」等の慣用句と「郷質取立」とが相互に関連していたことになる。神田千里説<sup>(34)</sup>のように、国質・郷質の取立に守護や地頭が関わりを持つことがルールならば、「宮中」に「使」が入らないことは、「宮中」では「国質・郷質」の取立をしないの意味となろう。この点からも熱田は質取りを禁止した楽市に近付いて行く。

伝統的な守護使不入ではなく、あくまでも「使」の入部にこだわっているのは、この年が軍事的な緊張関係にあり、そのような必要性が予想されたからであろう。しかし緊張がなくなれば熱田のアジール性だけが問題となっていったと思われる。

### 4) 第五条「俵物留事、任前々判形之旨、宮中江無相違可往反事」

「任前々判形之旨」とあり、第五条は前々から発布した「俵物留」関連法令の再確認である。すでに述べたように、都市熱田には〈日市〉〈朝市・夕市〉の「魚市場」があり、〈歳市〉も立った。水陸交通の要衝として、伊勢湾周辺地域の物産の一大集散地でもあった。それ故多くの商品が「俵物」の形態をとり、熱田の市場に搬入され、また搬出された。ここで信長は、支配領域内の例えば古渡・末盛・那古野等々で「俵物留」を行っても、熱田は例外とするとしている。

「俵物留事」の「留」の一字に意味があるとしたら、それは佐々木銀弥氏が云う「織田氏の荷留権明示」で、軍事的な緊張下で織田氏は「俵物留」を行う権限を明示したことになる。しかしながら、この法令が日常化の波に飲み込まれて行くと、史料D・Eのように、「俵物留事」は限りなく「俵

物事」に近付き、信長は「俵物」一般に対して「異見あるべからず候」と約束したことになり、〈商品輸送の自由〉、商品に対する〈通行税の免除〉となっていたのである。

これと第三条の「敵味方・預ヶ物」と相俵って、実質的に樂市令と同様な〈通行の自由〉、「諸役免除」を意味するに至ったと考えられよう。以上から制札Aや判物D・Eは内容的には「樂市樂座令」の先駆であり、熱田は樂市場の原形となった。熱田神社がこれまで持っていた治外法権や不入権の中に、商品流通の自由が新たに付け加えられ、熱田は規制緩和の経済特区＝樂市場となったと考えられよう。しかし熱田の樂市場は第二条にあるように、自権断の武力をあくまでも背景としていたのである。

## 7. むすび

これまで明らかにしてきたことを幾つかまとめることで「むすび」としたい。

1. この制札は基本的には、第一条の社殿の造営や守護役の免除を主要なテーマとして作成されたものである。しかし天文十八年と云う年は、織田信秀の勢力圏が激変し、今川氏との間に鋭い緊張が走った年である。このような臨戦態勢下で第二条「悪党現形」、第三条「預ヶ物」、第五条「俵物留」が問題とされたことは明らかである。
2. この頃、熱田台地の北、古渡を通過していた鎌倉街道に対して、熱田台地の南、熱田神宮の前を通る近世東海道の原型が形成されつつあった。この道は熱田から精進川を渡り築出鳥居から戸部・笠寺へ続くのだが、干潮の時は道であるが、満潮の時は海の底となる、そんな道であった。当然、近世美濃路の原型もまた形成されつつあった。
3. このような社会経済の道が熱田神宮の前を通るようになると、海から「浜鳥居」を経て、熱田神宮へ向かう参道と社会経済の道とが交差することとなった。この時から都市熱田の形成は始まった。熱田は伊勢湾周辺地域の物産の一大集散地となった。〈日市〉で〈朝市〉〈夕市〉でもある「魚市場」の存在がそのことを象徴している。
4. 先学は皆、史料第五条の「俵物」を「米穀」としてきたが、むしろ海産物を中心とした商品一般を指し、「俵に入れて運ぶ物」であろう。

藤木久志氏が明らかにされた「戦国の作法」としての「預物・隠物」は、熱田社の場合には承久の乱にまで遡る。また「譴責使の入部」と「国質・郷質」などの質取り行為とは相互に関わっていた。

5. この制札は全体としては熱田社の既得権の再確認だが、都市熱田の発展と共にこの制札の内容は「樂市樂座令」に近付き、都市熱田は桑名などと同様、樂市に変身していった。近世の「魚市場」が卸売、仲買、小座の三者から構成されていた<sup>(35)</sup>とあり、小売商たちの名前が「小座」であることから、「座」の存在が気になるが、後の課題としたい。

## 注

- (1) 奥野高広著『織田信長文書の研究 上巻』吉川弘文館刊行 初版1969年 増訂版1988年 1号文書 14頁～15頁
- (2) 『織田信長文書の研究 上巻』 16頁
- (3) 熱田については『角川日本地名大辞典23 愛知県』角川書店1989年と『日本歴史地名大系23 愛知県の地名』平凡社 1981年によった。また森浩一編『東海学の創造を目指して』五月書房 2001年、「名古屋市全図」松岡明文堂 1933年と参照。
- (4) 熱田社については津田豊彦「熱田神宮」[谷川健一『日本の神々10 東海』理想社 2000年 所収]、福岡猛志「熱田社とその信仰」[『海と列島の文化8 伊勢と熊野の海』小学館 1992年 所収]によった。
- (5) 『日本古典文学大系』『狂言集 下』岩波書店 1961年 378頁
- (6) 桑田忠親校注『信長公記』人物往来社 1965年 54頁
- (7) 大山喬平「絹と綿の莊園一尾張国富田庄」『日本中世農村史の研究』岩波書店 1978年 所収
- (8) 『織田信長文書の研究 上巻』2号文書 19～20頁
- (9) 津田豊彦「熱田神宮」[前注4 参照] 18頁
- (10) 桑田忠親校注『信長公記』54頁
- (11) 「熱田魚市場跡」平凡社刊前掲書 188頁
- (12) 池上裕子他編『クロニク 戦国全史』講談社 1995年
- (13) 鈴木良一『織田信長』岩波新書 1967年 12頁

- (14) 峰岸純夫『中世 災害・戦乱の社会史』吉川弘文館 2000年
- (15) 「勝幡系織田氏と尾張武士—愛知郡戸部の水野氏の場合」[三鬼清一郎編『織豊期の政治構造』吉川弘文館 2000年 所収]、「織田弾正忠家と尾張武士」『織豊期研究創刊号』1999年
- (16) 『信長の親衛隊—戦国覇者の多彩な人材』中公新書 1998年
- (17) 奥野高広「初期の織田氏」[藤木久志編『織田政権の研究』『戦国大名論集17』吉川弘文館 1985年 所収]
- (18) 豊田武『中世日本商業史の研究』岩波書店 初版 1944年 増訂版 1952年
- (19) 『日本中世の流通と対外関係』吉川弘文館 1994年 所収
- (20) 中村研編『今堀日吉神社文書集成』雄山閣出版 1981年 140号文書 115～116頁
- (21) 『織田信長文書の研究 上巻』40号文書 77～79頁
- (22) 『織田信長文書の研究 上巻』21号文書 46～47頁 藤本元啓氏は「古代・中世熱田社編年史料年表（稿本）」で、これを翌年の永禄元年のこととしている。[藤本元啓『中世熱田社の構造と展開』続群書類従完成会 2003年 637頁]
- (23) 『織田信長文書の研究 上巻』22号文書 47～48頁
- (24) 『織田信長文書の研究 上巻』2号文書 19頁
- (25) 藤本元啓「古代・中世熱田社編年史料年表（稿本）」には「天文22年6月、織田勘十郎信勝 絹本着色菅原道真坐像一幅を寄進す」とある。[前掲書 636頁]
- (26) 『織田信長文書の研究 上巻』1号文書の〔参考〕 17～18
- (27) 『織田信長文書の研究 上巻』9号〔付録〕文書 29～30頁 藤本元啓氏はこの文書の発給年代を天正四年と考察している。[前掲書 340～341頁]
- (28) 藤本元啓「古代・中世熱田社編年史料年表（稿本）」には「市場、田中、神戸、宿今道、中瀬、須賀」の六つをあげている。[前掲書 638頁]
- (29) 今谷明『信長と天皇』講談社学術文庫 2002年 20頁 その功で翌年三河守に任ぜられたとある。
- (30) 同上
- (31) 桑田忠親校注『信長公記』58頁
- (32) 藤木久志「村の隠物」『村と領主の戦国世界』東京大学出版会 1997年 所収（原題「村の隠物・預物」『ことばの文化史』中世 I 平凡社 1988年 所収）
- (33) 『日本古典文学大系』『沙石集』岩波書店 1966年 69～70頁
- (34) 神田千里「国質・郷質と領主間交渉」『日本歴史』382 1980年
- (35) 熱田魚市場跡『愛知県の地名』平凡社 1981年 188頁

(2003.7.31受理)